

江東区成年後見制度利用促進基本計画
(令和4年度～令和7年度)

江 東 区

はじめに

国は成年後見制度の普及を図るため、平成 28（2016）年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、翌 29 年 3 月には、「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定して制度の普及を図っているところです。



成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援を進めていくことは、江東区長期計画で掲げた「地域共生社会」の実現に資するものです。

成年後見制度は、利用者本人や身近な人が制度を利用するメリットや費用、制約を含めた全体的なイメージを共有し、十分に納得したうえで利用を始めることが大切です。すべての区民の皆様が住み慣れた江東区で安心して暮らし続けていくためには、この制度がもっと区民に理解され、利用されていくことが必要であると考えております。

これから、権利擁護センターをはじめ、ご本人を支える福祉関係者、成年後見人、事業者などがその立場を超えてつながり、連携して、地域一体で取り組む「地域連携ネットワーク」づくりを強化するほか、制度を周知し、正しい理解と利用を促進する取り組みを進めてまいりますので、今後ともご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました江東区成年後見制度利用促進協議会の皆様、貴重なご意見をいただきました区民・関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

江東区長
山崎孝明

目次

1	計画策定の背景.....	1
	(1) 高齢者人口・高齢化率の増加.....	1
	(2) 成年後見制度の動き.....	1
	(3) 家庭裁判所が行う信頼性の高い制度.....	2
2	これまでの取り組み.....	3
	(1) これまでの取り組み.....	3
	(2) 成年後見制度とは.....	4
	(3) 日常生活自立支援事業とは.....	6
3	江東区における成年後見制度の利用状況.....	6
4	成年後見制度の課題とこれからの権利擁護支援.....	7
	(1) 権利擁護支援が必要な人の発見・支援.....	8
	(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備.....	8
	(3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築.....	8
5	地域連携ネットワークの運営方針.....	13
	(1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応.....	13
	(2) 成年後見制度利用促進協議会の設置及び運営.....	13
	(3) 地域連携ネットワーク・中核機関の体制構築.....	13
6	誰もが成年後見制度を利用しやすくする基盤整備.....	14
	(1) 区長申し立て.....	14
	(2) 成年後見人報酬の助成.....	14
7	計画の推進.....	16
8	事業及び進捗の管理.....	16
9	江東区成年後見制度利用促進協議会名簿.....	18

この「江東区成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「法」といいます。）第14条第1項に規定されている計画です。

1 計画策定の背景

(1) 高齢者人口・高齢化率の増加

江東区の高齢者人口は、令和2年1月に、11万2千人を超え、高齢化率は21.4%となっています。今後も高齢者人口の増加は進み、令和22年度には14万5千人に達し、高齢化率は23.9%になると推計しており、これに合わせて認知症高齢者やひとり暮らし高齢者も増加すると見込まれています。

認知症、知的障害、精神障害等があり、判断する能力に支障を来すと、通帳を無くしたり、その暗証番号が思い出せなくなって、口座に入る年金等のお金を引き出せなくなることがあります。そのことが原因で、家賃や医療費の支払いが滞ったりするなど、日常生活に大きな問題が発生したり、様々な生活困難に直面する事例が生じています。

(2) 成年後見制度の動き

親や家族等、これまで支えてきた方が病気等により、判断する能力が十分とはいえない方の支援を続けることができなくなる可能性があります。誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていくために、こうした困難な状況に陥るリスクのある方、陥った方を地域全体で支えあう仕組みを作ることが急務となっています。法第14条では「市町村は、(国の)成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努める」と規定されています。

(3) 家庭裁判所が行う信頼性の高い制度

令和3年3月に国が作成した「成年後見制度の現状」によると申し立ての動機別件数は預貯金の管理・解約が最多となっています。この制度が、預貯金の管理が困難になるまで利用されなかった背景には、成年後見制度が広く周知されていないことも考えられますが、後見人等の選任にあたっては、家庭裁判所の審判が必要で、そのために戸籍や診断書など書類の収集や申し立てにあたっての手続きが煩雑であること、さらに費用が心配、身近に頼れる人がいない、制度の利用につながる方法が分からない、という後見人選任前の負担や不安が考えられます。また、後見人選任後についても、財産保全の観点が重視され、一部に、本人の利益や生活の質を向上させるために財産を活用しないことから、成年後見制度の利用のメリットが感じにくいことも申請に至らなかった要因として考えられます。

しかしながら、成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等があるため、判断する能力が十分でない状態であったとしても、必要な支援を受け、その人がその人らしい暮らしを安心して続けていくために必要な制度です。特に、高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯、障害者の子と高齢の親等、課題を有している可能性が高い世帯においては、判断する能力が十分でない状態に陥った場合、成年後見制度を利用して、医療、介護、福祉等、生活を支えるサービスを利用する行動がとれなくなっている可能性が高いことが考えられます。こうした状況に陥ったとしても成年後見制度をはじめとする支援を利用して、住み慣れた地域で暮らし続けていけるようにしていくことは、重要な課題となっています。そのため、区は、他の関係機関とともに、早期の段階から成年後見制度の利用を進めていく上で課題と考えられる要因の解消に取り組みながら、制度の積極的活用を図っていきたいと考えています。

上記(1)～(3)の背景を踏まえ、区は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸

ごと」つながることで、区民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。その中で、成年後見制度の適切な利用を含む地域の権利擁護支援の仕組みづくりは重要です。この成年後見制度利用促進基本計画は、地域全体で協議しながら計画的・段階的に行っていく、この仕組みづくりの方向性を示すことを目的としています。

2 これまでの取り組み

(1) これまでの取り組み

江東区では、権利擁護センター事業を江東区社会福祉協議会に委託して実施しています。

江東区社会福祉協議会に設置された権利擁護センター「あんしん江東」は、これまで成年後見制度推進機関として、地域の関係機関・団体等のネットワークを活用して、成年後見制度の相談、利用支援、普及啓発に努めてきました。

また、権利擁護センター「あんしん江東」は、成年後見制度の利用が必要とまではいえないものの、判断する能力が十分とはいえない方を対象に、契約により日常生活自立支援事業を実施しています。日常生活自立支援事業は権利擁護支援の一つで、本人の意思を尊重し、支援計画に基づきチームにより支援を行います。成年後見制度の利用に至る前の支援としても重要な役割を担っています。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
福祉サービス総合 相談	8,875 件	9,443 件	9,227 件	9,609 件
成年後見制度に関 する相談	2,109 件	2,139 件	1,659 件	1,338 件
日常生活自立支援 事業契約数	89 件	101 件	108 件	113 件

江東区は権利擁護センター「あんしん江東」の体制を強化し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図ることで、地域の総合的な権利擁護支援体制の充実に努めます。

(2) 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が選任した後見人、保佐人や補助人（以下「後見人等」といいます。）が、本人の意思を尊重しつつ、契約や財産管理、身上保護を行うことで、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の 2 種類があります。

区長は、申立人となる親族がいないか調査して、該当する親族がいる場合にはその意向を確認してから「後見」「保佐」「補助」の申し立てを行う場合があります。（首長申立て）

【法定後見制度】

法定後見制度については、本人の判断する能力が支障される度合いが重いものから順に、後見、保佐、補助の 3 つの種類があります。いずれも、制度の利用開始にあたって家庭裁判所に申立てをする必要があります。どの種類に該当するかは、ご本人の状況、主に医学的な見地から家庭裁判所が決定します。

① 後見とは

認知症、知的障害、精神障害等により、判断する能力を欠いている状況が通常である方を法的に支援するために、家庭裁判所が後見人を選任する制度です。後見人は本人に代わって介護の契約を締結し（代理権）、本人の行った契約で不利益になるような契約を解除（取消権）することができます。

② 保佐とは

後見より軽度であるものの、認知症、知的障害、精神障害等により、一人で判断する能力が著しく不十分である方を法的に支援するために、家庭裁判所が保佐人を選任する制度です。保佐人は、保佐開始の審判を受けた本人がする一定の重要な行為に同意したり（同意権）、本人が保佐人の同意を得ないでした不利益な契約を取り消したり（取消権）することができます。

また、本人の同意を得た上で、家庭裁判所から付与された代理権の範囲で、本人に代わって契約を締結するなどの権限を持つことができます。

③ 補助とは

保佐より軽度であるものの、認知症、知的障害、精神障害等により、ひとりで判断する能力が不十分である方を法的に支援するために、家庭裁判所が補助人を選任する制度です。補助人は、補助開始の審判を受けた本人が望む特定の重要な法律行為について同意したり（同意権）、本人が補助人の同意を得ないでした不利益な法律行為を取り消したり（取消権）、本人が望む特定の法律行為を代理したり（代理権）することができます。補助の制度を利用する場合は、家庭裁判所への申立時に、本人の同意を得た上で、同意（同意権）、代理（代理権）できる法律行為の範囲を決める必要があります。

【任意後見制度】

任意後見制度とは、判断する能力が十分にある方が、将来、その力が十分ではない状況になった時に備えてあらかじめ公正証書で任意後見人

になる予定の人と任意後見契約を結んでおき、判断する能力が十分でない状況になった時に、その契約に基づいて任意後見人が本人を支援する制度です。任意後見制度においては、任意後見人を監督する任意後見監督人が必ず選任されることになっており、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立て、その審判を受けたときから、契約の効力が生じます。

法定後見制度が既に判断する能力が不十分な状態になっている方を対象とする制度であるのに対して、任意後見制度は、将来自分が認知症等になる場合に備えて判断する能力がある時にあらかじめ準備しておく制度となっています。

(3) 日常生活自立支援事業とは

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第81条に規定される都道府県社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業等の事業です。江東区社会福祉協議会に委託して実施している権利擁護の仕組みの一つです。

認知症や知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方を対象に、本人との契約に基づき地域で安心して暮らせるように福祉サービスの利用援助と、必要に応じて日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行います。

3 江東区における成年後見制度の利用状況

成年後見制度は原則として、家庭裁判所に直接申し立てる制度なので、江東区に住民登録がある方がどのくらい成年後見制度を利用しているかについて、区は東京家庭裁判所が自庁統計として集計した概数^{*}により確認しています。この概数によりますと、令和2年12月の時点で、約700名の方が利用されています。

また、この概数によると、利用者総数に占める「後見」の割合が約8割となっており、「保佐」や「補助」と比べ多い状態にあります。本人の判断する能力が著しく低下した段階にならないと、制度の利用につながらない可能性

が考えられます。

※東京家庭裁判所（立川支部を含む。）が管理している成年被後見人数を集計したのですが、この数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがあります。

※この集計は、開始時点及びその後の変更届出があった際の本人の住所地（住民票所在地）を区市町村別に集計したものです。

※対象となる「本人」は、東京家庭裁判所が管理している本人であり、東京家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している数は含みません。

4 成年後見制度の課題とこれからの権利擁護支援

判断する能力が十分でなくても、その意思が尊重され、自分らしく生活していくことができるよう本人を支援していくのが、後見人等の役割です。そのため、後見人等にとって、財産管理も重要ですが、本人の意思決定を支援しながらその人の生活を支援していく身上保護の事務もとても重要です。財産管理も、ただ本人の財産を使わず、大事に守って維持していくということではなく、本人の意思決定を支援しながら、本人のために適切に財産を活用していくことが重要になってきます。また、早い段階から判断する能力が十分でない方の生活を支えていくという視点に立った時、「後見」だけではなく、「保佐」や「補助」が積極的に活用され、判断能力が健康な方は、早めに任意後見制度が活用されていくことが望ましいと考えます。いずれも今後の成年後見制度の利用促進にあたって重要な視点です。

そして、これからの地域には成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の充実を図っていくために、「地域連携ネットワーク」の整備が重要です。これは、地域住民と区内の既存の関係機関、医療、福祉、司法等の分野を超えた多職種が有機的に連携する権利擁護の支援体制のことをいいます。区は、この地域連携ネットワークに関して、今後、次のような役割を念頭に整備し、成年後見制度の利用促進に努めていきます。

(1) 権利擁護支援が必要な人の発見・支援

区は、成年後見制度の周知を進めておりますが、これまで以上に制度の周知・啓発に努めていくことが重要と考えています。また、認知症や知的障害、精神障害等により、本人の判断する能力が十分でなく、自ら支援を求められない人を適切な支援につなげていくためには、身近な親族や地域住民、福祉関係者、医療関係者に、権利擁護支援についての理解を深めていただき、早めに本人の変化を捉えて、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援につなげていくことが大切です。

(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

判断する能力が十分ではない方を取り巻く課題が深刻化する前に、早期の段階から権利擁護支援の必要性を見極めて相談・支援につなげていくためには、支援のニーズや課題に気付きやすい介護事業者や、障害福祉サービス事業者が、長寿サポートセンター等と緊密に連携することが大切です。そして、権利擁護支援にあたっては、専門的判断も重要となるため、権利擁護センター（体制強化した後は後述する「中核機関」。以下同じ。）や、後見人等として現場を支えている、弁護士・司法書士・社会福祉士のような専門職団体や、関係する庁内各課とも連携を図りながら、幅広い相談体制の充実に取り組む必要があります。

※中核機関の整備時期については、今後調整していきます。

(3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

本人が自分らしい生活を送っていくためには、後見人等が本人の意思決定支援を行い、本人の意思を尊重するとともに、その心身の状態及び生活の状況等を踏まえた身上保護を行っていくことが必要です。そして、後見人等がそのような後見事務を継続的かつ安定的に行っていくためには、地域で後見人等を支援する体制を構築する必要があります。

《親族後見人に対する支援体制》

親族が後見人等になった場合、成年後見制度になじみがなく、ひとりでは荷が重いということも考えられます。中核機関としての体制が整ってからは、親族後見人の日常的な相談に応じ、日常的な相談や書類作成について支援を行うことを目指します。

また、権利擁護センターの相談員が、これまで培ってきたノウハウと専門家の助言をもとに、後見人等の活動が身上保護の観点から適正に行われているか定期的に状況を確認し、後見人等を含む支援チームによる支援が機能しているかを確認すること等も想定しています。

《市民後見人の養成・支援》

今後、成年後見制度を利用する可能性がある方が増加していくことが予想されます。こうした状況にあっても、適切な後見人候補者を推薦するためには、親族、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職に加えて、後見人の担い手を増やす取り組みが必要です。

区は、これまでも市民後見人の養成に努め、令和3年5月現在、23名が市民後見人の養成講座を履修し、延べ11名が実際に市民後見人として就任してきました。権利擁護センターは市民後見人に対して、後見監督人としてその事務の支援、監督をするなどしています。

区は、これからも成年後見制度を利用する方がその状況に応じた選択を行えるよう、権利擁護センターや関係機関との検討・協議を進め、市民後見人の養成・支援に努めていきます。

《後見人支援による不正防止》

本人の財産を管理する成年後見制度は、家庭裁判所の監督の下に行われる安全な制度であるという所が大きな長所です。

区は、後見人等の知識不足や理解不足によって誤った事務を予防するため、地域連携ネットワークや中核機関を通じた学習会等、正しい知識の普及に努め、後見人等からの相談、日常的に支援を受けられる体制の整備を図ることを通じて不正が行われる余地を減らすように努めてまいります。

(解説) 後見人の種類

すべての後見人は、家庭裁判所の審判を経て選任されます。

親族後見人は、配偶者、4親等以内の親族が後見人に就任する場合があります。

専門職後見人とは、基本的に弁護士、司法書士、社会福祉士が後見人に就任する場合があります。

市民後見人は、区市町村等が実施する養成講座を受講するなどして成年後見人として必要な知識を得た一般区民の中から就任します。

(解説) 意思決定支援とは

本人の判断する能力が十分ではない状況にあっても、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなどして、本人が自らの価値観や選好に基づいて意思決定するための支援活動をいいます。

詳しくは、令和2年10月30日に最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体からなる意思決定支援ワーキング・グループがまとめた「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」をご覧ください。

(解説) 身上保護とは

本人の心身の状況等に日頃より注意を払いつつ、本人の生活や健康、療養等に関して、どのような契約をするのが適切か、その要否も含めて検討しながら、契約締結等をする職務をいいます。例えば、

(1) 医療・介護・福祉・見守り体制に関する事項

医療・介護・福祉サービス契約の締結、費用の支払い、各サービスの要否、内容の検討、選択等 ※1、※2

(2) 本人の住居（すまい）の確保に関する事項

借家・借地契約の締結、家賃・地代の支払い、持ち家の維持管理・修繕・改築に関する契約締結、費用の支払い等

※1) 本人を直接介護したり、食事を作ったりする行為は、後見人等の職務には含まれません。また、手術や延命治療への同意はできません。

※2) 施設入所を検討する場合、本人の意思を尊重し、本人の状態に合った適切な入所先を検討し、その情報を共有することも重要です。また、入所後も定期的に訪問し、本人の心身の状況等を把握することも求められています。

(解説) 中核機関とは

「中核機関」は権利擁護支援を必要とする区民の方を迅速に適切な支援に繋げるために、関係機関やチームで構成された「権利擁護支援のネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担当する機関です。

その役割は色々ありますが、大きく3つに集約されます。

(1) 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」

(2) 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

(3) 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

江東区では、区と江東区権利擁護センター「あんしん江東」が、中核機関整備に向けてその体制の整備に努めます。

5 地域連携ネットワークの運営方針

(1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者に後見人等が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、対応する仕組みを構築していきます。

(2) 成年後見制度利用促進協議会の設置及び運営

「成年後見制度利用促進協議会」は、成年後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

「地域連携ネットワーク」の機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、中核機関（中核機関ができる前には区）がその事務局を務めます。

(3) 地域連携ネットワーク・中核機関の体制構築

前述した地域連携ネットワークを整備し、協議会を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になります。区は、この「中核機関」の体制構築に努め、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積させながら、中核機関を地域における連携・対応強化の推進役となるよう努めていきます。

具体的に、中核機関について、地域連携ネットワークの他の関係機関と分担調整しながら、ア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人等支援機能の4つの機能を段階的に整備していきます。地域連携ネットワーク及び中核機関は、ア) 成年後見制度の周知・啓発を行い、正確な知識の普及を図ることにより、支援が必要な人の発見に努め

るとともに、イ) 利用に向けた相談窓口の充実に努めます。また、ウ) 意思決定支援や候補者調整（マッチング）を行うため、専門職団体と連携する体制づくりに努めます。さらに、エ) 後見人等の日常的な様子を聞き取り（モニタリング）、適切な助言をする（バックアップ）などの後見人支援にも努めていくことにより、不正防止も図ります。

6 誰もが成年後見制度を利用しやすくする基盤整備

(1) 区長申立て

成年後見制度は通常、本人や配偶者、4親等内の親族が家庭裁判所に申し立てを行います。認知症や、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でないため、自分で申立てができず、身近な親族はすでに亡くなっている、あるいは親族がいても交流が無く頼れない等の事情があるため、申立人を確保できない場合があります。こうした場合には、江東区長が申立人になって申し立てを行っています。これを区長（首長）申し立てといいます。申立件数の実績は以下の通りです。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
区長申立件数	79 件	74 件	74 件	71 件

(2) 成年後見人報酬の助成

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所への申立費用や、後見人報酬が必要となります。区では、区内に住所を有する認知症や、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方で、かつ生活保護を受けていること、またはそれに準ずる低所得者で費用の負担が困難である方に対して、申立費用と後見人報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業を実施しています。

※上限額あり

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見制度利用 支援件数	17 件	34 件	45 件	59 件

区長申立てや成年後見制度利用支援事業があることにより、身寄りが無い方、経済的な理由で制度を利用することが困難な方も、成年後見制度の利用を選択肢として検討できるようになっています。また、支援するチームとしても、法律的に本人の法律行為を支援・代行する後見人が就任することにより、銀行口座等の入出金をはじめとした財産管理、区をはじめとする行政機関への申請、医療機関・介護施設等との契約が可能となります。

区としては、今後も引き続き適切に区長（首長）申立てを行っていくとともに、成年後見制度利用支援事業の充実に努めます。

（解説）成年後見制度利用支援事業

区内に住所を有する認知症、知的障害、精神障害等により、判断する能力が十分でない方で、かつ生活保護を受けていること、またはそれに準ずる低所得者で費用の負担が困難である方に成年後見制度利用の申立費用と後見人報酬の助成を行う事業です。詳しくは、江東区成年後見制度利用支援条例、同施行規則をご覧ください。

7 計画の推進

地域連携ネットワークは関係者が連携し、計画をもとに評価・検討を重ね実際に取り組んでいく一連のプロセスにより推進していきます。評価・検討の中心になるのが成年後見制度利用促進協議会で、中核機関（区・社協）がその事務局やコーディネート役を担います。区は、国の示した指針等を参照しながら、成年後見制度の利用促進、地域連携ネットワークの体制の充実に努めます。

また区は、成年後見制度利用や日常生活自立支援事業等、権利擁護支援体制を充実させる取り組みを通じて、区民の誰もが取り残されることなく、地域で安心してともに暮らしていく、地域共生社会の実現に資するよう推進していきます。

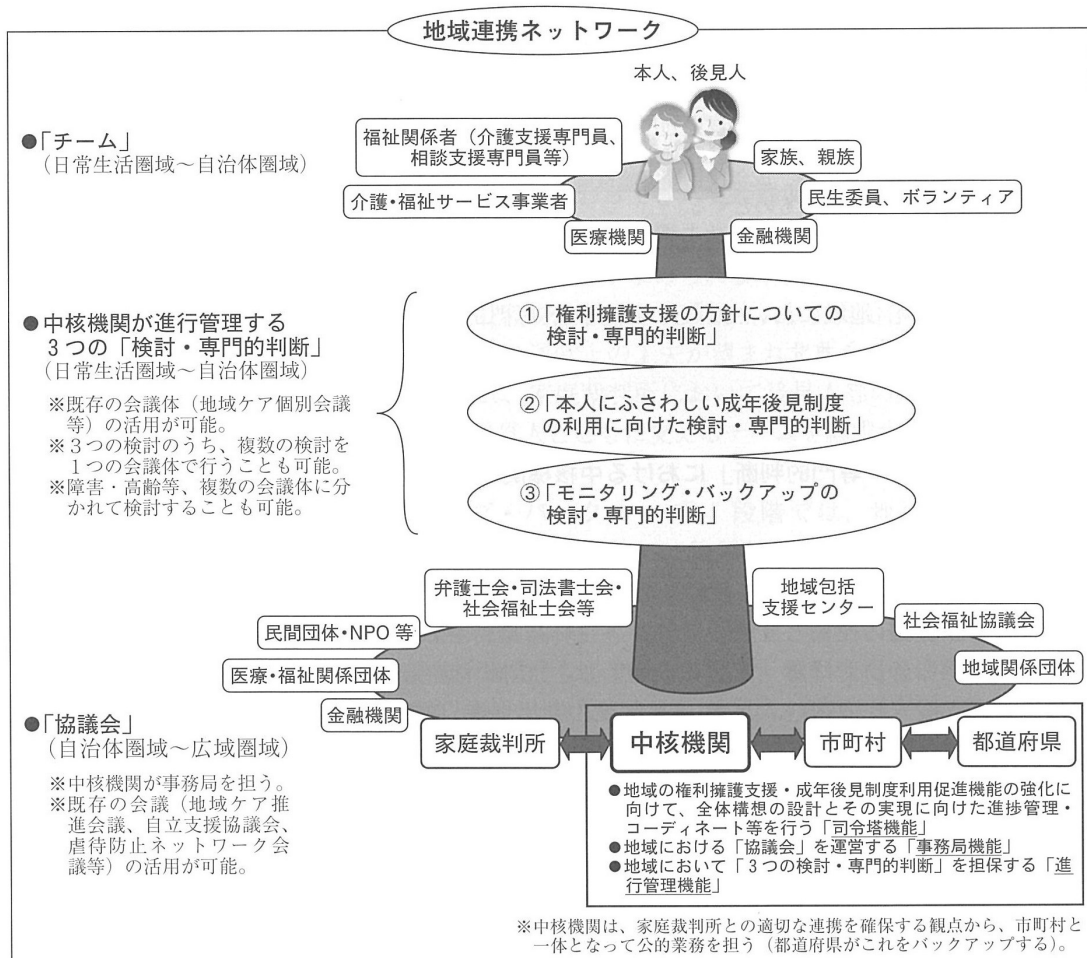
8 事業及び進捗の管理

本計画の対象期間は、江東区地域福祉計画と同じ令和4～7年度とし、令和7年度に作成する次期計画において、江東区長期計画の計画期間との整合を図ります。

江東区成年後見制度利用促進にかかる各種事業については、江東区高齢者地域包括ケア計画や江東区障害者計画において、事業の計画及び進捗管理を行っております。

また、江東区成年後見制度利用促進協議会を開催して報告を行うことといたします。

(参考) 地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の
 関連イメージ



出典：成年後見制度利用促進体制整備委員会(事務局：日本社会福祉士会)「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」。

これは、国の成年後見制度利用促進体制整備委員会が内閣府により作成された「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成したイメージです。

9 江東区成年後見制度利用促進協議会委員名簿

(敬称略)

職種等	氏 名	備 考
弁護士	吉野 智	会 長
司法書士	海保 祐子	
医 師	岡本 克郎	副会長
社会福祉士	後藤 哲男	
高齢者支援機関	荒崎 建二郎	
障害者支援機関 (知的)	原 隆典	
障害者支援機関 (精神)	齋藤 栄一	
民生委員	杉岡 秀子	
成年後見制度推進機関	西野 裕音	
福祉部長	武越 信昭	
福祉課長	梅村 英明	
地域ケア推進課長	笠間 衛	
障害者支援課長	佐久間 俊育	
保健予防課長	坂野 晶司	

江東区成年後見制度利用促進基本計画(令和4年度～令和7年度)

発行年月 令和4年3月 印刷物登録番号(3)108号

編集発行 江東区 福祉部 地域ケア推進課

〒135-8383

東京都江東区東陽4-11-28

電話 03(3647)9111 (大代表)